

兵庫県公報

平成20年 2月22日 金曜日 第 1955 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	1
町営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧(同).....	2
土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出(同).....	2
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	2
道路の区域の変更、供用開始等(同).....	3
公 告	
産業集積促進地区の指定(企業立地課).....	3

告 示

兵庫県告示第153号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年 2月22日

兵庫県知事 井戸敏三

沢野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	中尾時雄	丹波市青垣町沢野206番地1
同	田村昌俊	同 市青垣町沢野280番地
同	田村三男	同 市青垣町沢野231番地
同	古川吾一	同 市青垣町沢野299番地6
同	田村重雄	同 市青垣町沢野279番地
同	足立元	同 市青垣町沢野774番地
同	土田智幸	同 市青垣町沢野756番地
同	土田寿一	同 市青垣町沢野798番地
同	足立弘行	同 市青垣町沢野667番地
同	土田與四郎	同 市青垣町沢野830番地
同	足立良秋	同 市青垣町沢野811番地2
同	足立克己	同 市青垣町沢野819番地
同	奥井充	同 市青垣町沢野851番地
同	足立尚久	同 市青垣町小倉859番地1
監事	西田政介	同 市青垣町佐治188番地1
同	土田拓実	同 市青垣町沢野768番地
同	土田悦司	同 市青垣町沢野828番地1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	中尾時雄	丹波市青垣町沢野206番地1
同	田村昌俊	同 市青垣町沢野280番地
同	田村三男	同 市青垣町沢野231番地

同	西 田 政 介	同	市青垣町佐治188番地 1
同	田 村 重 雄	同	市青垣町沢野279番地
同	足 立 元	同	市青垣町沢野774番地
同	土 田 智 幸	同	市青垣町沢野756番地
同	土 田 寿 一	同	市青垣町沢野798番地
同	足 立 弘 行	同	市青垣町沢野667番地
同	土 田 與四郎	同	市青垣町沢野830番地
同	足 立 良 秋	同	市青垣町沢野811番地 2
同	足 立 克 己	同	市青垣町沢野819番地
同	奥 井 充	同	市青垣町沢野851番地
同	土 田 吟 一	同	市青垣町佐治540番地
監 事	安 井 孝 夫	同	市青垣町沢野587番地 1
同	土 田 拓 実	同	市青垣町沢野768番地
同	土 田 悦 司	同	市青垣町沢野828番地 1

兵庫県告示第154号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
佐用町	ため池等整備事業 (一般) ため池整備工事 団体営小規模	大塚池地区	平成20年 2月22日から 同 年 3月13日まで	佐用郡佐用町役場

兵庫県告示第155号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成20年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地区名 (工区名)
淡路市	釜口北地区 (第2工区)

兵庫県告示第156号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 2月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 2月22日から 2週間、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 平 荘 大 久 保 線	加古川市神野町神野字辻ノ内1498番 1 か ら 同 市新神野 8 丁目1438番 1 まで	旧	3.0から 30.0まで	110.0	
		新	3.0から 30.0まで 5.0から 24.0まで	110.0 158.0	

兵庫県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 2月22日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年 2月22日から 2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 茅 野 福 岡 線	美方郡香美町村岡区口大谷字大町田381番 1 から 同 郡同 町村岡区口大谷字大町田381番 1 まで	旧	27.0から 30.0まで	18.0	
		新	27.0から 28.0まで	18.0	

公 告

産業集積促進地区の指定

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり拠点地区に指定したので、同条第 4 項の規定により公表する。

平成20年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 拠点地区の種別
産業集積促進地区
- 2 (1) 指定の申出をした市町長
朝来市長
- (2) 指定の申し出に係る地区の名称、区域及び面積
和田山工業団地産業集積促進地区
朝来市和田山町筒江の一部 約32.8ヘクタール
- 3 指定日
平成20年 2月22日